○国土交通省告示第千三百四十号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に指定する。

平成二十四年十一月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　栃木県山ノ下地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県塩谷郡高根沢町大字上高根沢

字山ノ下　二七一八番一　一号
二六一四番三　八号
二五一八番一地先道路敷　九号
二五〇一番二地先道路敷　十号
二七七六番一九　二号
二七七六番一五　三号
二八五四番三　四号
二八〇〇番二　五号
二七四三番　六号及び七号

二　栃木県上柏崎地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を高根沢町道四三四号線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県塩谷郡高根沢町大字亀梨

字榎トヤ　四七五番四　一号及び二号
字妹久保　四四〇番一　三号
四二四番地先水路敷　四号
字台　五三七番三　十八号

栃木県塩谷郡高根沢町大字上柏崎

字皿窪　七四番一　五号
字台　九八番一　六号
一〇五番一　七号
一二七番一　十二号
一四三番一　十五号
字後原　三八四番一　八号
字糸窪　三六三番一　九号
三六六番二　十号
三四九番一　十一号
字川ハタ　二四六番一　十三号
二四五番一　十四号
二三三番一　十六号
字高山　二二八番三　十七号

三　栃木県川西地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と十三号を那須烏山市道神長戸市線二号線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県那須烏山市神長

字戸市　一三九八番二地先道路敷　一号
一四〇一番一　二号
一四〇一番二　三号
一四二三番五　四号
二〇五二番　五号
一四二三番二　六号
二〇五四番　七号
一四二五番一　九号
一四八四番　十号
一九八二番　十一号
一九九〇番　十二号
一三八七番三地先道路敷　十三号

栃木県那須烏山市森田

字片蓋　一五四七番一　八号

四　新潟県田中地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田

乙二三三九番二　一号
乙二三九三番二　二号
乙二〇一三番三　三号
乙一九八二番一　四号
乙一七一二番　五号
乙一三八三番一　六号
乙一四三五番　七号
乙一八九二番一　八号
乙二〇九五番一　九号

五　静岡県上西之谷地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線（標柱五号から六号については、西之谷川左岸河川敷に沿って結んだ線）及び標柱一号と十号を西之谷川右岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県掛川市上西之谷

字砂田　四九八番一　一号
字アビ沢　四九二番　二号
字カマ平　七五一番二　三号
字下ノ沢　一二八番一　四号
字向山　一六八番　五号
一七七番四　九号
字貲尼坂　一五九番　六号
字中山　一七五番一　八号
字川原田　四八番　十号

静岡県掛川市中西之谷

字向山　三七三番六　七号

六　静岡県岡部二反田地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号を順次結んだ線（標柱五号から六号については、板沢川右岸河川敷に沿って結んだ線及び標柱六号から七号については、藤枝市道岡部板沢支線道路敷に沿って結んだ線）及び標柱一号と七号を藤枝市道岡部団地一八号、九号線の道路敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県藤枝市岡部町岡部

字二反田　一五七〇番六九　一号
一五六七番二　二号
字板沢　一六八七番　三号及び四号
一七〇四番三　五号
一六八五番四　六号
一六六〇番八六　七号

七　静岡県東雲名地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

静岡県浜松市天竜区東雲名

字カタセ　四七〇番六　一号
三九番四　五号
字春日森　五二七番一の一　二号
字遠見岩　五一六番　三号
字平城　五一七番一　四号

八　和歌山県慶賀野地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線（標柱二号から三号については、和歌山県橋本市慶賀野字垣内の字界に沿って結んだ線）及び標柱一号と四号を芋谷川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

和歌山県橋本市慶賀野

字父川　八四番二　一号
一〇二番八八　二号
一〇二番七八　三号
八八番　四号

九　愛媛県河内地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を伊万大川左岸河川敷に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西宇和郡伊方町

河内　一四一八番　一号
一二六五番　二号
一二五九番　三号
四七二番　四号
四四一番　五号
一番　七号
湊浦　五一五番一　六号

十　沖縄県糸満兼城地すべり防止区域

平成三年建設省告示第九百二十二号で指定した土地の区域における標柱五号、次に掲げる土地に存する標柱十五号から十八号を順次結んだ線（標柱十六号から十七号については、報得川右岸河川敷に沿って結んだ線）、同号で指定した土地の区域における標柱六号と次に掲げる土地に存する標柱十八号を結んだ線及び同号で指定した土地の区域における標柱五号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

沖縄県糸満市

字兼城河面原　一〇二七番　十五号
字兼城門原　二五八番一　十六号
三二一番　十七号
三三〇番一　十八号

○国土交通省告示第千三百四十一号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

平成二十四年十一月二十八日

国土交通大臣　羽田雄一郎

一　新潟県平越地すべり防止区域

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線、標柱二号と三号を上越市道梨ノ木線に沿って結んだ線、標柱三号と四号を大沢川左岸河川敷に沿って結んだ線、標柱四号と五号を結んだ線及び標柱一号と五号を昭和三十七年建設省告示第三百九十三号で指定した新潟県平越地すべり防止区域の土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

新潟県上越市大島区大字岡

上道　三二六七番一　一号
上岡　一七三五番六　二号
宮田　一八五〇番六　三号
一八〇四番　四号
平越　三一三七番　五号